省　令

○農林水産省令第十五号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第二十三条の四十四の規定に基づき、地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令（昭和三十七年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「競馬連携勘定」を「競馬活性化勘定」に改める。

第十一条を削り、第十一条の二を第十一条とする。

第十八条第二項中「定めようとするときは、その基本的事項について」を「定めたときは、」に、「の承認を受け」を「に届け出」に、「変更しようとする」を「変更した」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第十一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行に伴い、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十一年金融庁告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月十九日

金融庁長官　畑中龍太郎

第五条第三項中「第９条第１項」を「第８条第１項」に改める。

第十五条中「第９条第２項」を「第８条第２項」に改める。

○総務省告示第百十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月十九日

総務大臣　新藤　義孝

基幹統計である漁業センサスの名称を漁業構造統計に変更する。

○法務省告示第百十三号

愛知県豊田市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十五年三月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

愛知県西加茂郡拳母町大字宮口百九十二番戸

佐藤銀次郎

○法務省告示第百十四号

栃木県宇都宮市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十五年三月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

栃木県宇都宮市清住町二千八百四番地

林　實

○法務省告示第百十五号

福岡県遠賀郡岡垣町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年四月十九日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、岡垣町役場又は福岡法務局北九州支局に照会すること。

平成二十五年三月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

福岡県遠賀郡矢矧村大字山田五百十二番地

川上　乙吉

○法務省告示第百十六号

北海道河東郡上士幌町役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年四月十九日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上士幌町役場又は釧路地方法務局帯広支局に照会すること。

平成二十五年三月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道河東郡上士幌村字上音更基線二百四十八番地

金森　繁

○法務省告示第百十二号

北海道河東郡上士幌町役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年四月十九日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

○外務省告示第八十二号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十五年第三十一号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十五年一月十四日、十五日、二月五日及び十一日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号４（ｂ）、第一三三三号８（ｃ）、第一三九〇号２（ａ）、第一九八八号１（ａ）及び第一九八九号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人の一部を別表のとおり改正する。

平成二十五年三月十九日

外務大臣　岸田　文雄

別表の１７、３４、４５、７１、１４８、４５０．及び４５６．を次のように改正する。また、６３０．を追加する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

【タリバーンと関係を有する個人】

17. 削除

34. アブドゥル・ジャリール・ハッカーニ・ワリ・モハンマド（別名：(a)アブドゥル・ジャリール・アフンド(b)ムラー・アフタール（1965年にカンダハールで出生、アフガニスタン旅券番号：OR 1961825、在クエッタ・アフガニスタン総領事館で2003年２月４日に発行、2006年２月２日に失効。）(c)アブドゥル・ジャリール・ハッカーニ(d)ナザール・ジャン）

ABDUL JALIL HAQQANI WALI MOHAMMAD (a.k.a.: (a)Abdul Jalil Akhund (b)Mullah Akhtar, born in 1965 in Kandahar, Afghanistan passport number OR 1961825 issued on 4 Feb. 2003 by the Afghan Consulate in Quetta, Pakistan, expired 2 Feb. 2006 (c)Abdul Jalil Haqqani (d)Nazar Jan)

称号：(a)Maulavi（マウラヴィ）(b)Mullah（ムラー）

役職（タリバーン統治下）：Deputy Minister of Foreign Affairs（外務次官）

生年月日：1963年頃

出生地：(a)Arghandab District, Kandahar Province, Afghanistan (b)Kandahar City, Kandahar Province, Afghanistan

国籍：アフガニスタン

旅券番号：不明

ＩＤ番号：不明

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：2001年１月25日（2003年９月３日、2007年７月18日、９月21日、９月27日、2012年２月13日及び2013年２月11日に改訂）

その他の情報：アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。2007年５月現在タリバーン最高評議会のメンバー。同評議会の財務委員会のメンバー。アティクッラー・ワリ・モハマド（71. に指定した個人）の兄弟。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月21日に終了した。